

内閣參質四五第一号

昭和三十八年十一月十三日

内閣總理大臣 池田 勇人

参議院議長 重宗 雄三 殿

参議院議員瀬谷英行君提出地方自治法における争訟に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員瀬谷英行君提出地方自治法における争訟に關する質問に対する答弁書

地方自治法第二百五十五条の四に規定する争訟のうち市町村の境界に關する裁定等に關する訴訟は、別表のとおり不服の申立てに対する決定、裁決等に不服がある者に対してのみ認められているものであるので、行政事件訴訟法第八条第二項が適用される余地はない。

しかし、選管管理委員会において行なう資格の決定に關する効力を争う訴訟については、行政事件訴訟法第八条第二項の適用があるものと解する。

なお、前段の場合においては、地方自治法第二百五十七条第二項の適用がある。

別表

事 項	提 起 期 間	管 轄 裁 判 所
1 市町村の境界に 關する裁定、決定	裁定書又は決定書の交付を受けた日から三〇日以内(自治法九八条九の四)	ついて二箇月以内(行政訴訟法一四条)
2 市町村の境界の 確定	(一) 調停又は裁定に適しないと認められたとき(自治法九九条前段) (二) 調停又は裁定の申請の日から九〇日以内に調停に付されないときもしくは調停により確定しないとき又は裁定がないとき(同後段)	在地の行政府の裁判所等(行政訴訟法二二条)
3 直接請求の署名 簿の署名	(一) 選管の決定のあつた日から一四日以内(自治法七四の二八前段)	

		(二) 選管の裁決書の交付を受けた日から 一四日以内(同条⑨)
4 票、解散、解職の投 票、解職の議決	5 議会で行なう選 挙、決定	3に同じ
		(二) 選管の所在地を管轄 する高裁(同条⑨、⑫)
6 再議決、再選挙	7 自治大臣又は都道府県知事の裁決のあ つた日から二一日以内(自治法一二八、⑤) 再議決、再選挙	の二(8)前段、(12) の二(8)前段、(12) の二(8)前段、(12)
		の二(8)前段、(12) の二(8)前段、(12)
7 住民の賛否投票	8 決定書もしくは裁決書の交付を受けた 日又は決定書もしくは裁決書の要旨の告 示の日から三〇日以内(公選法二〇三、①) 選管の所在地を管轄す る高裁(公選法二二七)	の二(8)前段、(12) の二(8)前段、(12)